主文本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 由

上告理由は別紙記載の通であつて、これに対する判断は次の通である。 民事訴訟法第百七十条第二項によつて書類を郵便に付して発送した場合に於いて は、その発送の時を以て送達あったるものと看做すことは、同法第百七十三条の明定するところであるが、ここに看做すとは、書類が現実に到達した時が何時なるを問わず、発送の時を以て送達の時と法律上擬制する趣意であることは、右法文の解釈上一点疑問の余地ないところである。論者あいうように、右法条が単に送達機関 に所定の手続を為すこと〈要旨〉によつて送達義務を免れしめた事務的規定に過ぎないものとは解し難いところである。さすれば、同法第三百〈/要旨〉六十六条に判決の送達があつた日とは判決が同法第百七十条第二項に則つて発送された場合は、その 発送の日を意味すること当然の理といわなければならない。故に叙上と反対の見解 の上に種々論議する上告論旨は採用に由ない。

よつて民事訴訟法第四百一条第八十九条第九十五条に則り主文の通り判決する。 (裁判長裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 藤田和夫 裁判官 臼居直道)